

○総務省令第百号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百八十七号）の施行に伴い、並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第一条、第三条第四号及び第十九条第二項の規定に基づき、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

総務大臣 山本 早苗

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部を改正する省令

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理庁令第二十九号）の一部を次のように改正する。
第三条を削る。

第二条に見出しとして「（投票及び開票に関するその他の事項）」を付し、同条中「最高裁判所裁判官国民審査法及び同法施行令その他同法に基づいて発する」を「法及び令並びにこれらに基づく」に、「最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査」を「審査」に改め、同条を第四条とする。

第一条に見出しとして「（投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製）」を付し、同条中「投票録、」を「法第一条に規定する審査（以下「審査」という。）の投票録、審査の」に改め、「これを」を削り、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（審査予定裁判官に関する通知事項）

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。）第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号。以下「法」という。）別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の法第一条に規定する裁判官（以下「裁判官」という。）を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

（審査に付される裁判官に関する通知事項）

第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、法別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

本則に次の一条を加える。

(裁判官の氏名等の掲示における掲示事項)

第五条 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第六号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日（以下この条において「任命年月日」という。）が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

別記（投票録様式）その一備考2及び9中「第2条」を「第4条」に改める。

別記（開票録様式）を次のように改める。

別記（開票録様式）（別添①）

別記（審査分会録様式）を次のように改める。

別記（審査分会録様式）（別添②）

附 則

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第

九十四号) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年一月一日)から施行する。

2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

1	開票所開設場所	何市(区)役所 (何町村役場)		(何の場所)		
2	開票立会人	党 派	氏 名	参 会 時 刻	選 任 年 月 日	選 任 の 事 由
	衆議院小選挙区 選出議員の選挙 における開票立 (1) 会人で審査にお ける開票立会人 となつた者					
	開票管理者の選 (2) 任した者					
3	開票所開閉時刻	平成何年何月何日 午前(後)何時何分開始		平成何年何月何日 午前(後)何時何分閉鎖		
4	拒否の決定等を受 けた投票	受 理		不 受 理		
5	開 票 の 結 果					
(1)投票の内訳	投票総数	有 効 投 票			無 効 投 票	無 効 投 票 率
		総 数	国民審査法第22条第2項の規 定の適用を受けたもの	国民審査法施行令第9条第2 項の規定の適用を受けたもの		
(2)罷免を可とする 投票の数、罷免 を可としない投 票の数及び記載 を無効とされた ものの数	氏 名	罷 免 を 可 と す る 投 票 の 数	罷 免 を 可 と し な い 投 票 の 数	記 載 を 無 効 と さ れ た も の の 数		
(3)無効投票の内訳	点 字 投 票 以 外 の 投 票	所定の用紙を用いないもの	×の記号以外の事項を記 載したもの		審査に付される裁判官としてその氏名が印刷され た者が1人の場合、×の記号を自ら記載したもの でないもの(審査に付される裁判官としてその氏 名が印刷された者が2人以上の場合、そのすべて について記載を無効とされたもの)	
	点 字 投 票	所定の用紙を用いないもの	審査に付される 裁判官の氏名の ほか、他事を記 載したもの	審査に付される 裁判官の氏名以 外の事項のみを 記載したもの	審査に付される裁判官が1 人の場合、その者の氏名を 自書しないもの(審査に付さ れる裁判官が2人以上の場 合、そのすべてについて記 載を無効とされたもの)	審査に付される裁判官が1人 の場合、審査に付される裁判 官の何人を記載したかを確認 し難いもの(審査に付される裁 判官が2人以上の場合、その すべてについて記載を無効と されたもの)
(4)点 字 投 票						票
6	開票事務従事者	総数何人	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者			何人 何人 何人

平成何年何月何日調製

開票管理者 (職) 氏 名
我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
開票立会人 氏 名
開票立会人 氏 名
開票立会人 氏 名

備考

- 1 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が1人の場合にあつては、「記載無効」に関する該当欄は斜線を引くものとする。
- 2 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、これらの者のすべてについて最高裁判所裁判官国民審査法第22条第2項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
- 3 審査に付される裁判官が2人以上の場合、これらの者のすべてについて最高裁判所裁判官国民審査法施行令第9条第2項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
- 4 この様式に掲げる事項のほか、開票管理者において、開票に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

1	審査分会場開設場所	都（何道府県）		庁	（何の場所）	
2	審査分会立会人	党 派	氏 名	選任年月日	参会時刻	選任の事由
	(1) あらかじめ選任された者					/
	(2) 臨時に選任された者					
3	審査分会開閉時刻	平成何年何月何日 午前（後）何時何分開会		平成何年何月何日 午前（後）何時何分開会		
4	審査の結果					
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票			無効投票	無効投票率
		総 数	国民審査法第22条第2項又は同法施行令第9条第2項の規定の適用を受けたもの			
						%
(2) 罷免を可とする投票の数、罷免を可としない投票の数及び記載を無効とされたものの数	氏 名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数		
5	選挙人名簿に登録されている者の総数	何人				
6	審査分会事務従事者	総数 何人 内	1 都道府県選挙管理委員会書記	何人	2 都道府県の職員	何人
			3 その他の者	何人		

平成何年何月何日調製

我々は、この審査分会録の記載が真正であることを確認して、署名する。
 審査分会長（職） 氏 名
 審査分会立会人 氏 名
 審査分会立会人 氏 名
 審査分会立会人 氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査分会長において、審査分会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。